

改正 平成28年4月13日 原規規発第1604131号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準（原管P発第1311271号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月13日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準の一部改正について

実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

1. この規程は平成28年4月13日から施行する。

改正前		改正後	
実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準 平成25年11月 原子力規制委員会		実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準 平成25年11月 <u>平成28年4月改正</u> 原子力規制委員会	
(略)		(略)	
評価対象事象又は評価事項	要求事項	評価対象事象又は評価事項	要求事項
(略)	(略)	(略)	(略)
電気・計装設備の絶縁低下	○(略) ○環境認定試験による健全性評価の結果、設計基準事故環境下で機能が要求される電気・計装設備に有意な絶縁低下が生じないこと。	電気・計装設備の絶縁低下	○(略) ○環境認定試験による健全性評価の結果、設計基準事故環境下で機能が要求される電気・計装設備及び <u>重大事故等環境下</u> で機能が要求される電気・計装設備に有意な絶縁低下が生じないこと。
(略)	(略)	(略)	(略)